

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズ朝霞店

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番十二の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場出入口における入庫処理能力の「必要駐車待ちスペース」において、No.1出入口の長さが不足しています。入場に伴い公道で渋滞が発生しないよう「必要駐車待ちスペース」を確保するか、渋滞発生を未然に防ぐための対策を示してください。

(2) 当該地付近の道路は、朝霞第二小学校と朝霞第九小学校及び朝霞第二中学校の通学路に当たります。児童生徒の登下校時間帯は車両の通行及び児童生徒の安全確保に配慮くださるようお願いいたします。特に、来客駐車場出入口（市道六・二二号線）及び荷さばき出入口（市道一五九号線）は、朝霞第九小学校の通学路になっておりますので、通常営業時の交通誘導員については、学校及び教育委員会と協議していただくようお願いいたします。

(3) 交通問題について

・ 通学路の安全対策の充実と事故防止を徹底してください。

(4) 防犯問題について

- ・ 販売店内の死角対策をしてください。
- ・ 夕焼けチャイム以降の児童だけの店内徘徊対策をしてください。
- ・ ゲームセンター等を設置した際の条例遵守をしてください。
- ・ 近隣、小中学校と情報連携

(5) 選挙期日前投票所として利用できるスペースを要望します。

現在、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあります。

そのような状況で、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題と朝霞市選挙管理委員会では認識しております。その中で、多くの市民の利用が見込まれます大型店舗内に選挙期日前

投票所を開設することは、投票率の向上の有効な方策であると考えております。

(6) まちづくりへの協力をお願いいたします。

- ・ 隣接する自治会・町内会等に対し法人会員として加入するなど、ご協力についてご検討をお願いいたします。
- ・ 隣接する自治会・町内会等による各種行事への参加・協力、企画段階からの参加、活動場所の提供、店舗及び従業員による協力についてご検討をお願いいたします。

- ・ 市内では、例年八月の第一日曜日とその前日、前々日に朝霞市民まつり「彩夏祭」を開催し、約七十万人が来場しております

(※令和二年のみ、十月二十三日(金)から二十五日(日)に開催予定)。

当該地は、朝霞会場、北朝霞会場からそれぞれ一キロメートル以上離れており、市民まつり開催による交通規制等の直接の影響はありませんが、開催にあたり積極的なご協力をお願いいたします。

(7) 商工会への加入をお願いいたします。

県が作成している「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」Ⅱ―2に基づき、入居テナントの商工会への加入、商店街や商工会が行うイベント等への協力及び地域事業者への配慮をお願いいたします。

二 縦覧期間

令和二年四月二十八日から令和二年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター